

平成21年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

9月18日（金）午前1

1時開議

日程第 1 議案第64号 平成20年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 議案第65号 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認

定について

日程第 3 議案第66号 平成20年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第 4 議案第67号 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定について

日程第 5 議案第68号 平成20年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第 6 議案第 69 号 平成 20 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定

について

日程第 7 議案第 70 号 平成 20 年度嵐山町水道事業決算認定について

日程第 8 議案第 74 号 町道路線を廃止することについて（町有財産払下
申請）

日程第 9 議案第 75 号 町道路線を廃止することについて（町の境界変更）

日程第 10 議案第 76 号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補
正）

追加

日程第 11 議員提出議案第 6 号 埋立土砂の土壌検査を求める意見書（案）
の提出に

ついて

日程第 12 常任委員会委員の任期前改選について

日程第 13 議会運営委員会委員の任期前改選について

日程第 14 議員派遣の件について

追加

日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

追加日程

追加日程第1 議長の辞職願について

追加日程第2 議長の選挙について

追加日程第3 副議長の辞職願について

追加日程第4 副議長の選挙について

追加日程第5 議席の一部変更について

追加日程第6 小川地区衛生組合議会議員の選挙について

追加日程第7 比企広域市町村圏組合議会議員の選挙について

追加日程第8 議案第77号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めること
について

出席議員（13名）

1番 畠山美幸議員

2番 青柳賢治議員

3番 金丸友章議員

4番 長島邦夫議員

5番 吉場道雄議員

6番 藤野幹男議員

7番 河井勝久議員

9番 川口浩史議員

10番 清水正之 議員

11番 安藤欣男 議員

12番 松本美子 議員

13番 渋谷登美子 議員

14番 柳 勝次 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	菅 原 広 子
書 記	石 橋 正 仁

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
高 橋 兼 次 副 町 長
安 藤 實 総 務 課 長
井 上 裕 美 政 策 経 営 課 長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
中 嶋 秀 雄 町 民 課 長

岩	澤	浩	子	健 康 福 祉 課 長
田	島	雄	一	環 境 課 長
水	島	晴	夫	産 業 振 興 課 長
木	村	一	夫	企 業 支 援 課 長
田	邊	淑	宏	都 市 整 備 課 長
小	澤		博	上 下 水 道 課 長
田	幡	幸	信	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教 育 委 員 会 こ ど も 課 長
大	塚		晃	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
水	島	晴	夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
				産 業 振 興 課 長 兼 務
松	本	武	久	代 表 監 査 委 員
藤	野	幹	男	監 査 委 員

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、こんにちは。ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、平成 21 年嵐山町議会第3回定例会第 17 日の会議を開きます。

(午前11時04分)

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 ここで報告をいたします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に決算審査特別委員会に付託し、審査願っておりました第 64 号議案 平成 20 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、第 65 号議案 平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、第 66 号議案 平成 20 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件、第 67 号議案 平成 20 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、第 68 号議案 平成 20 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、第 69 号議案 平成 20 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び第 70 号議案 平成 20 年度嵐山町水道事業決算認定についての件、以上決算議案7件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第 74 号、75 号 町道路線を廃止することについての件及び議案第 76 号 町道路線を認定することについての件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、追加議案の報告をいたします。議員提出議案第6号 埋立土砂の土壌検査を求める意見書(案)の提出についての件をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第64号の委員長報告、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第1、第64号議案 平成20年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

河井決算審査特別委員長。

〔河井勝久決算審査特別委員長登壇〕

○河井勝久決算審査特別委員長 おはようございます。9月の2日の日に本定例会で付託を受けました平成20年度一般会計決算議案審査に対し特別委員会報告をいたします。

読み上げまして報告いたします。

平成21年9月18日、嵐山町議会議長、柳勝次様。決算審査特別委員長、河井勝久。

委員会審査報告。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。事件の番号、議案第 64 号。件名、平成 20 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について。審査の結果、認定すべきもの。

それでは、決算特別委員会の報告書を読み上げます。

2の審査経過及び結果についてから報告いたします。

9月2日開会の本議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました議案第 64 号 平成 20 年度嵐山町一般会計決算認定についての件を9月9日、9月 10 日、9月 11 日及び9月 14 日の4日間にわたり審査いたしました。

第1日目の委員会は、9月9日に11名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、課局ごとに歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、政策経営課、総務課、会計課の順で質疑を行いました。

質問は多岐にわたりました。

税務課では、不納欠損処分状況で欠損の額が昨年と比較して大きな額となっており、その理由についての質問がありました。欠損には地方税法第 15 条の7第4項、「滞納処分の停止が3年間継続し、納付の義務が消滅」と第 18 条、「徴収権が5年で時効」があり、特に第 18 条については、今まで一部納付があつた場合は残余の年税額についても時効の中断としたが、訴

訟になった場合に相手方に反証された場合に覆すのが難しいため、それに対抗できる対策として、期別ごとに時効の処理をするように県から指導があり、今回不納欠損額が多くなったとの答弁がありました。

政策経営課では、一時借入金で2回あり、5億円になったが、業者支払いに支障を来したことはあったのかとの質疑に対し、年度末に一時的に現金が不足したため、一時借り入れを行った。業者への支払いは期限内に支払っているため、迷惑をかけることはなかったとの答弁でした。また、広域路線バスの運行事業による広告料や乗車状況の質疑に対し、3路線の営業努力はしているが、広告を出すメリットは少ないということで掲載していただいていない。乗車状況は、運行日数 298 日、約4万人の乗車、前年よりふえているとの答弁がありました。区長からの地域要望に対する件数及び進捗についての質疑に対し、区長要望で 59 件、道路修正や側溝など都市整備の関係のものが多い。回答はすべてしているが、実現は約半分程度であるとの答弁でした。

総務課、会計課では、防犯パトロールセンターの役割に関して、犯罪件数の状況に対する質疑があり、平成 16 年には 594 件の犯罪があったが、平成 20 年は 301 件と減少しており、安全、安心のまちづくりとしての効果は出ている。また、防犯組織の加入者、個人、団体数については区長 35 人、PTA5団体、パトロールボランティア 200 人で、交通事故も減っているとの答弁でした。防災訓練を実施できなかった原因についての質疑に対しては、

予算は計上したが、職員数の減により職員が目いっぱいの仕事をしており、実施に至らなかったためであり、決して訓練を軽く見ているわけではないとの答弁がありました。町で使用するために借りている土地についての借地料と見直しについての質疑に対して、土地によって借り上げ単価に違いがあるが、町は3年ごとに見直しを行っている。また、地価の変動によっては値下げもあるとの答弁でありました。

第2日目の委員会は、9月10日に全委員、委員外として議長、関係する執行部説明員及び監査委員のもとに開会しました。

町民課から始め、健康福祉課、環境課、上下水道課、産業振興課、企業支援課、都市整備課の順で質疑を行いました。

町民課では、後期高齢者の医療保険事業における医療費の状況、情報は県広域連合から来ているかの質疑に対して、月ごとの情報はシステムの改修によって広域全体はわかるが、市町村別にはデータがないので、分析できない。健康診査は町で行っているので、424人と把握しているとの答弁がありました。また、委託保養所の補助について、利用者人数の質疑に対して、2泊を限度に109人の利用がされたとの答弁がありました。

健康福祉課では、がん検診の検診者が減った原因と理由についての質疑に対して、集団検診、個別検診とも特別なことはない。当初見込みから受診者が減ったこと、集団検診1,080人、個別検診528人で、うち女性特有の乳がん検診329人、子宮がん検診416人との答弁がありました。なごみ、

やすらぎの利用者の減と分析について、またやすらぎトレーニンググループの利用者、指導者と効果測定についての質疑に対して、なごみ、やすらぎとも利用者数が減った。分析としては、施設の老朽化とマンネリ化で施設の特徴を持たせることの研究も必要。やすらぎのトレーニンググループの利用日数は245日、指導は196日となっている。効果測定についての指導は36名で少ない。社協に委託しているなごみ講座は、前期、後期で年1,082人が受講しているとの答弁がありました。在宅高齢者生活支援の緊急通報システムの利用及び老人世帯状況等についての質疑に対し、48件の実績があり、20年度中の申請について対象外はない。平成17年国勢調査において老人世帯の単身世帯は349世帯、夫婦世帯は431世帯との答弁がありました。

環境課、上下水道課では、特定外来生物アライグマの捕獲状況、感染症対策及び職員の対応などはどのようになっているかとの質疑に対し、年々捕獲はふえている。平成20年は75頭、今年度に入って83頭、県は平成20年1,340頭である。分析については、人と動物の感染症対策として血液とふんの分析を行っている。職員対応は2人作業で、ほぼ毎日の捕獲及び死体処理があるので、多くの時間を費やしているとの答弁がありました。土砂の不法投棄処理に対する投棄場所はどこかの質疑に対して、杉山地内の道路上30立方メートル、10トンダンパー4台分のコンクリートが混入した土砂が捨てられたものであるとの答弁がありました。合併浄化槽の

負担金について、予算で10基としていたが、実際は2基の補助となったのはどうしてか。また、申請者に断りはなかったかの質疑に対して、合併浄化槽に転換する場合に補助が出るが、予定数まで断りはない。基準の対象とならない32基は新築である。平成20年度末の下水道計画区域以外の設置件数は、合併浄化槽721基、単独浄化槽809基、くみ取り246基との答弁がありました。

産業振興課、企業支援課では、農産物のフォローアップ事業、電気さくの補助について、費用対効果はとの質疑に対して、半額補助で4件、スイカなどの野菜を守るためアライグマ対策に成果が出ているとの答弁がありました。農地・水・環境保全向上対策事業について、対費用効果と負担割合は県から決められてくるのかの質疑に対して、全体事業費426万円、8地区の土地改良区の農業施設の維持管理で効果は出ている。事業費については、助成対象面積が決められ実施、毎年426万円が県の協議会から支給されているとの答弁がありました。耕作放棄地の調査について質疑があり、調査結果は放棄地162ヘクタールで農地の20%である。主なところは、昔の桑園と谷津田であり、解消は難しいとの答弁がありました。

都市整備課では、道路修繕事業で平成20年は23本の道路工事請負があつたが、繰越明許が多い。土地買収など大変と思うが、職員体制に問題はないかとの質疑に対して、パソコンによる設計など20年は6人の職員体制で、1人が3本ぐらいを担当している。特に問題があつたのは、菅谷館

跡のお堀ののり面について国との協議に時間がかかった。登記など手間取ることもあるとの答弁がありました。道路照明灯設置事業について、単独設置場所と20年度の工事請負はとの質疑に対して、既存の電柱のないところは単独となる。20年度は20基を設置し、単独が2基で、残り18基が共架設置されたものとの答弁がありました。

第3日目の委員会は、9月11日、全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員のもとに開会いたしました。

こども課から始め、生涯学習課の順で質疑を行いました。こども課では、さわやか相談員運営事業について、どのくらいの相談がされたのか。相談内容の主なものは何か。子供の相談と保護者の相談は。相談員の勤務時間についての質疑に対して、相談員2校で、件数は1,914件、相談内容は学業に関すること、不登校の問題、先生、学校に対する不満、友達など人間関係が主なものである。不登校は、20年度30日以上欠席が17名、98日の子もいる。親からの相談は、小学で3人、中学で169件であった。相談員は、午前10時から午後3時までの5時間勤務、昼休み、また授業に出られない子供が相談室に来るので、過去には時間を変えたこともあるとの答弁がされました。子供医療費給付事業の医療費にかかわる金額について、入通院の件数、またひとり親家庭の実態と病児保育がないのは何での質疑に対して、小中学生の入通院は6,042件、単身の実態は、登録していない親もあるが、151世帯、福祉家庭は4世帯である。減免は所得制

限があるが、子供医療費が優先であり、窓口払いも子供医療で申請、病児保育は次世代計画で対策が入っているとの答弁がありました。七郷小学校のアスベスト測定調査について結果は出たのかの質疑に対して、使用建材の中にはトレモライト(白)、アクチノライト(緑)、アンソフィライト(灰色)のアスベストはなかったとの答弁がされました。

生涯学習課では、人権教育研究事業の補助金について、補助先はとの質疑に対して、中学校2校で各15万円ずつ出している。人権教育の推進、同和教育等であり、細かい内容については把握していないとの答弁がありました。公民館事業について、開催講座の回数と中止があったか。受講生のリーダー育成、貸し館事業と独自事業の割合についての質疑に対して、講座は28あるが、募集定員に達せず中止したものが2～3講座あった。内容によっては受講生の中に資格を取得した者もいる。貸し館は8室あり、単独事業は7事業で、町民文化活動の視点を持っているものであるとの答弁がありました。

第4日目の委員会は、9月14日に全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員出席のもとに開会し、歳入歳出を含めた総括的な質疑を行いました。総括質疑は、川口浩史委員、渋谷登美子委員、清水正之委員、安藤欣男委員の4名が順次行いました。

総括質疑の概要は、次のとおりでありました。

給食調理場(センター)の防災時対応について施政方針で利用が述べら

れている。炊飯調理器具がすべて電化製品であるが、災害での電気復旧がおくれた場合、町民への食料品の支給が賅えるのかとの質疑に対し、地震災害のシミュレーションで被災者4,106人、3食分として1万2,318食が必要となる。町の備蓄は255食分で不足するため、1日目は県防災センター、2日目からは県及び民間からの援助をしてもらう。復旧はライフラインの復旧を図ることによる回復であるとの答弁がありました。

また、歳出の不用額が多いので、これを活用すれば地域要望がより実現できたのではないかとこの質疑に対して、年度途中の不用額は補正予算で減額し、緊急を要するものに充てている。年度末の不用額は、平成20年度に実施した337事業のうち確定することが難しいものの総トータルであり、予算現額に対する割合は2.1%であるとの答弁がありました。

駒王太鼓について、愛好会の独占物となっているのでは。町としての管理について、町のものであり、町民に使えるようにすべきと考えるがとの質疑に対し、基本的には町の財産、管理の仕方について整理するとの答弁がありました。

役場出張所の管理運営について、シルバーと社協等の決算などの関係はとの質疑に対し、商工会等については使用料及び社協等については使用料は免除しているものの、維持管理に要する費用については面積案分により適正な金額をいただいている。社協は各事業とも順調に推移しており、力がつきつつあるので、独立していくことが必要と考えるとの答弁がありました。

た。

入札のあり方について、競争入札だけで町内業者の育成にはならず、参加する業者が少なくなるのでは。また、総合評価方式にしていく考えはあるかとの質疑に対して、1,000万円以上は一般競争入札とする。電子入札は町内業者にも行う。総合評価方式にすることは考えられるが、まだ進んではないとの答弁がありました。

非常勤職員と正規職員との関係について改善策はとの質疑に対し、常勤150人、臨時職員82人である。課題は、給与の改善、休暇の改善、研修年2回を行うことであるとの答弁がありました。

監査委員の仕事について、一部負担金の監査内容の関係で、比企郡市監査事務研究会等の協議や補助団体等の外部監査をされることはとの質疑に対し、監査委員からは研究会で討議されたことはない。広域的なものの監査及び外部監査は考えていない。町長からは、必要と必要ないものは見直さなければならない。補助金については見直しが必要との答弁がありました。

地域活性化で、町長の宝物は住民と職員である。これまで防犯などは住民21団体が地域活動を進めての犯罪減少の成果である。もう一つは職員が健康に働けることであり、職員の削減による仕事量増が負担を強め、事業のおくれや休日、休暇の取得などメンタルヘルスに出ているのではとの質疑に対して、住民と職員は両輪で大切。職員の年休取得率も20年には

13.9 日となっている。振りかえ休日も 4.5 日である。今後退職者もふえるので、現定員数から始めて 22 年より新計画をつくりたいとの答弁がありました。

住民の健康について、健康増進センターに職員を配置し、住民の健康はそこから始めると考えるべきだ。センターを中心としながら各地区の活動に役立てていくことが住民健康の増進につながるとの質疑に対して、職員数も住民人口も減っている。職員の戦力を分散させる余裕はない。住民が町では今健康に対してどんなことが欲しいのか、地域で身近なところで話し合い、相談ができることが必要なのではないか。情報収集で策を見つけ出すこと、地域の健康増進のため、啓蒙をしていくと答弁がありました。

総合振興計画の 20 年度事業達成のために実施した結果の見直しは起きているのかとの質疑に対し、17 事業、2億 7,000 万円が 21 年度の繰り越しとなった。先送りの部分、できている部分があるが、ほぼ計画どおり実施されたと評価する。総振の見直しは計画作成の中で対応をしていくとの答弁がありました。

自主財源の確保については、町税の不納欠損が多くなっているが、今のままでよいのかとの質疑に対して、収納対策については納税者に督促状や催告書などを出し、さらに職員の臨宅徴収等で対応している。法人町民税の税収が落ちているのは景気によるもので、特に対策はとりようがないとの答弁がありました。

小型合併浄化槽の補助事業に対し、20年度は2基であった。これだけでは解決していない。地域格差の拡大について今後の対応はとの質疑に対して、公共下水道事業が川島地区で一段落する。市町村型合併浄化槽を進め、着手は23から24年度に方向を出していきたい。請負事業所の方策も考えなければいけないとの答弁がありました。

総括質疑終了後、討論はなく、本案を採決し、賛成多数により認定すべきものと決しました。

全体的な質疑の中で当初予算説明に質疑されていること、地方自治法第122条の事務報告に既に行政報告がされていることなどの質問も多くあり、決算審査との対応で次年度に対する要望などは別の協議の場とする方法もあることを明記します。

以上、議案第64号平成20年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査経過及び結果について報告を終わります。

○柳 勝次議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論につきましては、届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第9番議員、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。平成20年度の一般会計決算に反対の討論を行います。

平成20年度は、リーマン・ブラザーズの経営が破綻し、アメリカ発の金融危機となり、世界経済の大混乱を引き起こしました。日本経済にも深刻な影響を及ぼし、特にここ数年ワーキングプアと呼ばれる低所得者が急増したため、購買力が下がり、世界的に見ましてもより深い傷を負いました。これは本町の法人税にもあらわれており、昨年度より2億円を超える減収となりました。

さて、法人税の減収の上に地方交付税も約5,000万円の減額でした。こうしたことから、大変厳しい中での財政運営であったろうと推察します。

ところで、こうした厳しい状況の中で、平成19年度から始まった歩道設置の事業や幼稚園児の増員など、評価できる点多々あります。しかし、次の点については認めることができません。

まず初めに、平成20年度最大の事業が給食調理場の建設です。第1、第2の調理場施設が老朽化し、新しい施設の建設が必要でしたから、建設自体は賛成であります。問題は、災害が発生したとき、オール電化のため電気が来なければ機能の発揮ができないこととなります。新潟県中越地震の震源地、川口町では、電気が来るまで1週間かかったということです。ポ

ランティアや支援物資が届くまでの間、つまり発生から数日間は自力で生きることが求められます。この時期に食事の提供が必要なわけですが、これができないのでは意味をなさないことに等しいと考えます。オール電化は災害が大きければ大きいほど役に立たないものにしてしまうことが言えます。

次に、役場職員についてです。全国的に公務員への批判が強く、給料の減、職員の減が進みました。本町もそうです。特に職員の減は適正化計画を超えての減であります。こうして職員を減らし過ぎたため、臨時職員が今や全職員の3分の1にまでという状況になりました。これは、出費の面から考えれば出費が少なくてよいわけですが、住民サービス、各種の事業計画などを考案するのは正規職員です。正規職員がぎりぎりでは仕事に忙殺され、思考もまともに働かず、またメンタルへの影響も大きく、精神の病が多く発生しているのも原因はここにあると考えます。さらに、他の部署への応援のため防災訓練ができなかったのも職員の減らし過ぎにあると考えます。今後適正な管理を進めるということですので、これを望みます。

次に、不用額についてです。岩澤町長が町長就任以来 8,000 万円を超えたことはありません。それが平成 20 年度は1億 4,000 万円になろうというものです。この金額の差は大きく、6,000 万円にもなります。昨年度各区長から上がった地域要望の実現は、50%くらいということでした。したがって、この 6,000 万円を有効に使えば、さらに地域要望にこたえられたわけであり、しっかりした財政運営のもと、不用額も適正に見るように求めたいと

思います。

最後に、同和問題です。既に法律が終了し、差別の事象も見られません。

同和事業の終結を求めます。

以上、指摘した点が改善されることを望み、反対討論を終わります。

○柳 勝次議長 次に、賛成討論を行います。

第4番議員、長島邦夫議員。

〔4番 長島邦夫議員登壇〕

○4番(長島邦夫議員) 4番議員の長島邦夫です。政友会を代表して、議案第64号 平成20年度嵐山町一般会計歳入歳出決算の認定についてを賛成の立場から討論をいたします。

衆議院選も終わり、国のかじ取りを担う政権が自民党から民主党主体に移りました。今後国政は大きく変化すると思いますが、新政権においても自治体財政状態をよく把握することを願うとともに、国政に振り回されない地域主権社会が進むことを願うものであります。

経済面では、昨年後半からの急激な金融危機で我が国経済も大きな打撃を受けました。町内事業者でも過去に例のない事業低迷を余儀なくされ、1年がたとうとする現在でも生き残りをかけての苦しい経営が続き、倒産も心配される現状であります。このような企業状態、雇用状況では家庭内のやりくりも非常に苦しいものがあり、消費も回復しないのは当然でございます。ひいては税収もままならず、厳しい財政運営がなされるわけで、まさに

正念場であると感じます。

今決算での平成 20 年度歳入決算額は 60 億 3,261 万 7,592 円、歳入の根幹をなす町税収入においては 30 億 1,703 万 5,084 円、1億 5,587 万 7,066 円の減収でした。地方交付税においても4億 9,153 万 3,000 円で、昨年度よりも 4,810 万 2,000 円の減少をしています。

このような厳しい歳入の中でも、当町は嵐山町総合振興計画を基本に待たない社会保障関係の住民生活事業を優先に、一時余り多くなかった財政調整基金、各種基金を取り崩し、必要な事業を適切に実行されましたことは苦渋の選択であったと推察をいたします。各種施策を積極的に推進された執行部をはじめ、職員各位の努力を高く評価するものであります。

その事業の一端を申し上げれば、水、緑豊かで快適に暮らせる町を目指しての節水使用料の少ない家庭ほど負担が軽くなる上水道の料金体制、ボランティアによる協働の活動による里山環境保全、まちづくり交付金での生活道歩道都市再生整備計画、健康で安心して暮らせる町を目指しての子供医療費助成、妊産婦健診助成の拡大、生後4カ月までのこんにちは赤ちゃん支援事業、独居高齢者、高齢者のみ世帯の見守り事業実施、活力に満ち、豊かに暮らせる町を目指しての中心市街地活性化支援事業、農地・水・環境保全事業等での農林業の支援、緑豊かな歴史に包まれ、輝いて暮らせる町を目指してのよりよい幼児教育環境への嵐山幼稚園の移転拡充、長年の懸案であった学校給食センターの建設でより安心、安全な給食の供給、

町民と行政が協働する個性豊かな町を目指しての区長会をはじめNPO、各種ボランティア団体、住民と進める地域経営の推進、以上一端を申し上げます。

全般的に町民に必要とされていることが生かされており、限られた財源の効果的な配分、経費全般の徹底した削減、効果的な財政運営を行うことにより、各種施策を積極的に推進されましたこと、また人命尊重、福祉向上の施策も随所に見られ、大きく評価するものであります。しかし、厳しい財源であればこそ、これまで以上に成果をしっかりと検証して、適切に費用対効果を見きわめ、行政運営を進めることが重要であり、切望するものであります。

最後に、持論であります官民協働での住民とともに進める行政がより推進されるとともに、住んでよかったと言われるような行政推進を念願し、賛成討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。(拍手)

○柳 勝次議長 次に、反対討論を行います。

第 13 番議員、渋谷登美子議員。

[13 番 渋谷登美子議員登壇]

○13 番(渋谷登美子議員) 13 番議員、渋谷登美子です。平成 20 年度一般会計決算認定に反対の立場で討論します。決算認定に反対というよりは、むしろ嵐山町の課題を整理するための討論とします。

課題の1つは、国と地方との事業のすみ分け、もう一つは嵐山町地元と町行政のかかわり方です。国と地方の事業のすみ分けについての課題の例として挙げますと、例えば子供医療費の無料化があります。医療保険による医療の給付は、国が個人に行うセーフティーネットの制度です。少子化対策として、社会保障の医療保険については、国は小学校就学前の2割負担、国と県制度で8割負担しています。子供医療費の無料化については、現在自治体間で競争のようになっていて、本来の国の給付に対して都道府県、市町村が補完サービスを行っています。東京都は税源が多いため、国に先行して子供医療費の無料化を進めました。それに競うように埼玉県の自治体も進め、嵐山町も平成20年度はゼロ歳から小学生まで入通院の無料化、中学生の入院について無料化しました。子供医療費に対しての嵐山町の支出は2,804万円ほどでした。この金額を子供のための地域サービスに利用すると、例えば子育て支援や児童館事業など、現在の嵐山町の子供たちが抱えているサービスを充実できます。本来国が行うべき事業を自治体が肩がわりして補完することで、財源が不足しているために地方自治が本来行うべき地域サービスを組み立てることが難しくなっていることを指摘します。今後は、国と地方の事業の線引きを明確にしていくべきです。

また、国と地方のあり方では地方交付税のあり方も問題になってきています。例えば臨時財政対策債ですが、地方交付税の不足分を地方が起債して、それを返済する際に元利償還金の毎年度分の返還額を地方交付税

に裏補助していくというやり方です。地方債の償還金を地方交付税の基準財政需要額に算入するというので、地方債を活用した事業を地方が進めていく制度を国が決定し、嵐山町もこれが有利な制度として利用せざるを得ない状況です。それが下水道事業であったり、まちづくり交付金事業であったりします。地方交付税の計算式を見ていくと、国庫補助金と同様にひもつきの税と考えられ、本来の地方交付税で地方が自由に使える税とは言えません。このような地方と国とのあり方を考え直すべく地方から提言すべきであると考えます。

次に、嵐山町地元と町行政の問題です。嵐山町行政は、町民の要望を実現しながら町政経営を行う。その方向は、一方では正しく、他方地元エゴに通じるものがあります。各種団体への補助金の内容を吟味していきますと、既に役目を終えていると判断できても、既得権として補助金交付がなされていると考えられるものがあります。また、町内企業との契約については、指名競争入札では落札率が95%前後、一般競争入札では85%と指名競争入札では談合が疑われる状況にあります。不況によって民間事業、公共事業とも少なくなっているからといって、町事業者による談合の疑いを持った入札を進め事業を行うことは、自治体の公正さを失います。

嵐山町は小さな自治体です。そのために地元や地元企業が元気であることが嵐山町が元気になる方法の一つですが、地元要望に即した事業を行うことが直ちに嵐山町を元気にするとは言えません。現在は、まず将来の子

どもたちが今後も生きていくことができる環境をつくること、少子高齢化に対応できる政策をつくること、嵐山町の厳しい財政のもとで事業を遂行していく、この3つをバランスをとって政策を実施していかざるを得ません。嵐山町は、地方財政を守り、地方と国の政治のすみ分けを国に提案していくこと、既得権に近い団体補助や地元要望と嵐山町の政治の方向を混同しない政策をつくる必要があり、反対討論といたします。

○柳 勝次議長 以上で討論を終結いたします。

これより第64号議案 平成20年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○柳 勝次議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

決算認定の途中ですが、暫時休憩いたします。午後の再開は、午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時31分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審議を続行いたします。

◎議案第65号～議案第70号の委員長報告、質疑、討論

採決

○柳 勝次議長 日程第2、第65号議案 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第3、第66号議案 平成20年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第4、第67号議案 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第5、第68号議案 平成20年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第6、第69号議案 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第7、第70号議案 平成20年度嵐山町水道事業決算認定についての件、以上決算議案6件を一括議題といたします。

本6議案につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

河井決算審査特別委員長。

〔河井勝久決算審査特別委員長登壇〕

○河井勝久決算審査特別委員長 9月2日に本定例会で付託を受けました

平成20年度特別会計6議案、決算議案審査に対して、文を読み上げまして委員会報告といたします。

平成21年9月18日、嵐山町議会議長、柳勝次様。決算審査特別委員長、河井勝久。

委員会審査報告。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果順に順次報告していきます。

議案第65号 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの、議案第66号 平成20年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの、議案第67号 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの、議案第68号 平成20年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの、議案第69号 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの、議案第70号 平成20年度嵐山町水道事業決算認定について、認定すべきもの。

それでは、決算審査特別委員会報告書を報告いたしますけれども、何点が誤字等がございましたので、ご訂正お願いいたします。2ページの議案第67号のうちの上から3行目になりますけれども、「短期証発行10人」とある

ところを「滞納者 10 人」に訂正してください。

それから、3ページの上段、上から3行目、中ほどで「景気の撤退による」というところを、「撤退」を「停滞」に訂正してください。

それから、同じく3ページの下から2行目、「外5議案」を「6議案」に訂正をお願いいたします。

それでは、読み上げて報告いたします。付託議案名の議案第 65 号 平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第 70 号 平成 20 年度嵐山町水道事業決算認定についての6議案を一括して報告いたします。

2からいきます。審査経過及び結果について。

9月2日開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました上記決算議案6件について、9月 14 日、議案第 64 号の採決後、11 名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに審査しました。

最初に、議案第 65 号 平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から審査することとし、審査は歳入歳出一括して質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

後期高齢者医療制度が創設されたことによる国保会計への影響額についての質疑に対し、歳入歳出を比較すると 20 年度に関しては国保会計は

プラスになっているとの答弁でした。資格証の発行数、短期証の発行数についての質疑に対し、平成21年3月で資格証明書は14件の発行数、短期証171件の発行数であるとの答弁でした。国民健康保険証は全員に届けられたのかという質疑に対し、連絡先が不明で送って戻ったものが5件があるという答弁でした。前期高齢者が国保財政にどのような影響を及ぼすのかという質疑に対しては、歳入面では今のままでいくと交付金はふえることとなるが、国保税の収入は被用者保険から国保へ加入するので、所得減により国保税はそうは伸びず、歳出面を見ると保険給付費は今後も相当伸びていく。これは構造的なものではないかと考えられるので、国保財政は総合的に見て厳しくなっていくのではないかとという答弁でした。

次に、歳入歳出を含め総括的な質疑を行いました。総括質疑は、渋谷登美子委員から届け出があり、その概要は次のとおりでありました。共同事業交付金の減少した原因について質疑に対して、件数がふえても1件当たりの高額医療費の金額減少が原因であるとの答弁でした。未就学児の診療件数が1,949件あり、医療機関にかかるかどうかは、相談機関があればコンビニ診療を防げたのではないかとこの考えについて質疑に対しては、核家族化について身近に相談する機会がないので、直接医者に行く傾向があるのではないかとという答弁でした。無職者の世帯割合はという質疑に対して、県内平均54.8%、嵐山町では参考例として65歳以上32.9%という答弁でした。1世帯当たりの国民健康保険料についての質疑では、1人当たりの

調定額は町で8万9,196円、県で平均8万7,794円との答弁でした。一般会計から繰り出しは法定以外はなく、今後の考え方はという質疑に対しては、19年度で分析したものがあるが、県の市町村平均ルール分以外は1人1万3,793円となっている。町では今まで法定外繰り入れをしないで済んでいるが、今後は厳しくなる見込みで、医療給付費の伸びを見守っていきたいとの答弁がありました。

総括質疑終了後、討論はなく、採決し、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、議案第66号 平成20年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査しました。

質疑、討論はなく、採決し、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、議案第67号 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査しました。

主な質疑は次のとおりでありました。

未収額はいつから何人かという質疑に対して、長期の滞納者はなく、滞納者10人という答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、議案第68号 平成20年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査しました。

20年度の高齢化率と今後の見通しについて質疑では、21年9月1日現在22.6%、平成23年が23.2%、平成26年が27%と予測しているとの答弁でした。保険給付費減少の原因に対して、施設介護サービス費の介護療養型医療施設利用者が減少したことや、らんざん苑の増床により待機されていた人が入れたことにより、在宅のサービスが施設サービスにかわり、居宅介護サービスが減少した。さらに、包括支援センターができ、予防事業が進んだことによるとの答弁でした。介護に関する相談についての質疑には、相談には種々のケースがあり、1～2回の相談で解決するものもあれば、施設入所などの手続まで支援する必要がある困難ケースもあり、こういった場合地域包括支援センターが中心となり対応しているとの答弁がありました。

次に、歳入歳出を含めた総括的な質疑を行いました。総括質疑は、渋谷登美子委員から届け出があり、その概要は次のとおりでありました。普通徴収となっている578人の年間18万円以下の年金所得者の介護保険料の重さについての質疑では、保険料については世帯の所得状況などにより決定しているとの答弁でした。包括支援センターの実施している介護予防事業の効果については、具体的に数字として評価していないが、一定の効果が上がっているとの答弁がありました。介護給付に対する社協の割合はという質疑に対しては、平成20年度実績で24.1%という答弁でした。

総括質疑終了後、討論はなく、採決し、賛成多数により、認定すべきもの

と決しました。

次に、議案第 69 号 平成 20 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査しました。

主な質疑は次のとおりです。

歳入の使用料の額は景気の停滞によるものか分析しているかとの質疑に対しては、前半は伸びていたが、後半失速し、花見台工業団地の減であるとの答弁でした。不明水の伸びを抑えた理由については、3町で負担金の調整をした結果であるとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、議案第 70 号 平成 20 年度嵐山町水道事業決算認定についての件を審査しました。

主な質疑は、水源開発負担金は八ツ場ダムの負担金などではないのかとの質疑に対しては、八ツ場ダムへの負担金はないとの答弁でした。

質疑の結果、討論はなく、採決し、全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上、議案第 65 号 平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の外6議案についての件はすべて審査を終了いたしました。

これをもちまして本委員会の審査経過及び結果についての報告を終わ

ります。

すみません。訂正の訂正をお願いいたします。

先ほど言いました3ページの下から2行目、5を6に訂正ということでありましたけれども、これについては外で、6議案の中で外ということですから、5議案が正当だということでもあります。訂正の訂正でひとつご了解お願いしたいと思います。

○柳 勝次議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、第 65 号議案から第 70 号議案までを一括して行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論、採決につきましては、決算認定議案ごとに第 65 号議案から順次行います。

まず、第 65 号議案 平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出をいただいております。

反対討論を行います。

第 10 番議員、清水正之議員。

〔10 番 清水正之議員登壇〕

○10 番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。議案第 65 号 平成 20 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。

構造改革による市場化規制緩和は、自営業者などの経営難も加速をしました。また、この間大企業の雇用破壊により、失業者や非正規労働者が大量に国保に加入してきています。加入者の多くが年金生活者などの無職者で低所得者が多く、加入する国保は国の適切な財政支出があって初めて成り立つ医療保険です。ところが、政府は 1984 年の国民健康保険法改正で国保への国庫負担率を医療費の 45%から 38.5%に削減し、その後も事務費や保険税軽減措置などへの国の財政支出を廃止、削減してきました。

同時に後期高齢者医療の導入は国保財政をますます不安定にしています。こうした事態を招いた大もとは、歴代政権の社会保障切り捨ての政治です。後期高齢者医療導入後の協会健保(旧政府管掌保険)は、支援金の財政負担が多く、解散、脱退がふえています。このことは、国保財政の前期高齢者交付金に影響を与えかねません。20 年度は後期高齢者医療への移行による保険税の減収と療養給付費交付金の減収と相殺できたとはいえ、今後の保障は未確定です。制度そのものの欠陥を指摘しておきます。

また、支援金分が加算となり、保険税負担はますます多くなりました。同時に、資格証明書 14 世帯、短期保険証 171 世帯には住民の健康を守る

上でも無条件で保険証交付を行うべきです。住民の負担軽減と安心して医療を受けられる制度確立を求めて反対討論とします。

○柳 勝次議長 以上で討論を終結いたします。

これより第 65 号議案 平成 20 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○柳 勝次議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、第 66 号議案 平成 20 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はありません。

討論を終結いたします。

これより第 66 号議案 平成 20 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○柳 勝次議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、第 67 号議案 平成 20 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出をいただいております。

反対討論を行います。

第 10 番議員、清水正之議員。

〔10 番 清水正之議員登壇〕

○10 番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。議案第 67 号 平成 20 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を他の医療保険から切り離し、全員から保険料を取り立てて、受けられる医療内容を抑制することをねらった医療制度です。保険料は2年ごとに改定され、高齢化が進むに応じて自動的に引き上がる仕組みになっており、際限ない保険料の引き上げにつながります。また、負担は高齢者だけでなく、すべての世代に重い負担を押しつける制度にもなっています。現役世代の組合健保や協会健保、旧政府管掌保険ですけれども、これから後期高齢者支援金はこれまでの老人保健制度への拠出金より増額されており、現役世代の負担もはかり知れません。

私たち日本共産党は、後期高齢者医療制度を廃止し、以前のように老

人保健制度に戻すことを主張してきました。嵐山町でも新たに保険料を負担する高齢者は1,496人、高齢者の80%にも上り、高齢者の新たな負担となっています。あらゆる世代に負担増と医療切り捨てを行う後期高齢者医療制度はすぐにでも廃止することを求めて反対討論とします。

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第67号議案 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○柳 勝次議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、第68号議案 平成20年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出をいただいております。

反対討論を行います。

第10番議員、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。議案第68号 平成20年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定について反対をいたしま

す。

介護保険は、平成 18 年度の改正により保険料の大幅な引き上げを行いました。保険料は、当時県下5番目の保険料となりました。本年引き下げを行ったとはいえ、この間の負担は大きなものがありました。普通徴収分では収入未済額がふえ、徴収率も下がっています。この人たちは、サービスは受けられず、介護保険から除かれてしまいます。決算では繰越金、支払い準備金合わせて1億 4,535 万円の資金があります。21 年度の改正を待たずに保険料の引き下げを行うべきでした。同時に私たちは以前から保険料の軽減措置をとるよう主張してきました。

また、サービス面では施設待機者が 50 人もおり、居宅介護サービス、ショートステイなどのさらなる充実が望まれます。家族介護にまつわる事件は後を絶ちません。介護の問題は、自己責任、自助努力の範疇を超えるものになっています。介護をする側とされる側の生活実態を調査することや、近い将来介護が必要となるリスクの高い高齢者、既に要介護の方の介護度を進めない施策も積極的に展開する必要があります。老老介護の負担軽減、町独自のサービスの充実を求めて反対討論とします。

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 68 号議案 平成 20 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決するこ

とに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○柳 勝次議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、第 69 号議案 平成 20 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はありません。

討論を終結いたします。

これより第 69 号議案 平成 20 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決すること
に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○柳 勝次議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、第 70 号議案 平成 20 年度嵐山町水道事業決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出をいただいております。

賛成討論を行います。

第 13 番議員、渋谷登美子議員。

〔13 番 渋谷登美子議員登壇〕

○13 番(渋谷登美子議員) 13 番議員、渋谷登美子、平成 20 年度水道事業特別会計の決算認定に賛成します。

嵐山町の水道事業のインフラ整備は、安定した状況にあります。そのため平成 17 年度は業務用の水道料金の値下げの改定をし、20 年度は水道の小口使用料、13 ミリ、20 ミリの口径の水道料金を値下げしました。その結果、19 年度の水道事業による純利益は1億 4,082 万円でしたが、20 年度は 9,690 万円になりました。一方、内部留保資金は 19 年度 11 億 4,494 万円ですが、20 年度 11 億 8,835 万円と増となっています。これは、水道事業の効率化を推進した結果です。

20 年度、嵐山町は水道ビジョンを策定しました。クリプトスポリジウム対策、老朽化施設の更新事業、災害対策を含めた財政計画がつけられました。嵐山町では平成 23 年度クリプト対策が約4億円の予定で計画されていますが、越生町のクリプトスポリジウム汚染より厚生省指導の施設対策を行って、多額の借入金を抱えた市町村もあります。嵐山町の水道水源を考えると、水源の周囲が粘土質であるため、きめの細かい膜で水質浄化を行う施設と同様の効果もあると推測します。現在の水道水源の現状について調査分析してからクリプト対策を判断するほうがより効果的です。10 年間の水道ビジョンは、水道事業の持続的な安全性を求め、なおかつ経営の効率化を進める方向性です。クリプト対策として水道事業で新たな事業を行うことが有効

か、上流地域の汚水対策を進めることが有効か、水源の状況と町全体の財政を含め検討する必要があります。今後も嵐山町の上水道を安全に経営できることを求め、水道事業決算認定に賛成いたします。

○柳 勝次議長 以上で討論を終結いたします。

これより第 70 号議案 平成 20 年度嵐山町水道事業決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○柳 勝次議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

以上で平成 20 年度各種決算認定に関する議案の審議はすべて終了いたしました。

松本代表監査委員、藤野監査委員、ご両名におかれましては、長い間連日猛暑の中、各会計の監査をいただき、また本定例会及び決算審査特別委員会にもご出席をいただきました。そのご労苦に対し、衷心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時04分

再 開 午後 2時05分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第74号～議案第76号の委員長報告、質疑、討論

採決

○柳 勝次議長 日程第8、第74号議案 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件、日程第9、第75号議案 町道路線を廃止することについて(町の境界変更)の件及び日程第10、第76号議案 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)の件、以上3件を一括議題といたします。

本3件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

川口総務経済常任委員長。

〔川口浩史総務経済常任委員長登壇〕

○川口浩史総務経済常任委員長 総務経済常任委員会より町道路線の廃止並びに認定についての審査経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託のありました議案は、第74号から第76号までの3議案で、廃止6路線、認定1路線の合計7路線であります。

審査は、9月7日午前10時から始めました。当日は、説明員として田邊

都市整備課長、内田都市整備課管理担当副課長に出席を求め、初めに説明を受けた後、直ちに現地調査を行いました。

議案第 74 号は、町有財産の払い下げ申請による町道路線の廃止についてです。これは、志賀と吉田の2路線です。志賀については、昨年嵐山ドライブインのわきに町道の認定をしましたが、旧町道が一部ドライブイン側に残っているため、その部分の払い下げを行うものであります。吉田につきましても、山林の中に墓地がありまして、その墓地に行く道路であります。墓地と山林の所有者は同じであり、その所有者からの払い下げ申請であります。

続いて、議案第 75 号は町の境界変更による町道路線の廃止です。これにつきましては、境界変更後滑川町に移るもので、過日境界変更の件についても採択になったものであります。4路線あります。

最後に、議案第 76 号は道路台帳の補正による町道路線の認定です。これは、駅前にりそな銀行がありますが、その銀行の駅側に有料駐車場がありまして、その有料駐車場の一部を道路にするものであります。この道路ができれば、深谷-嵐山線のところにヒロノ時計店がありますが、ヒロノ時計店のわきに出ることができます。道路の延長は 50 メートルで、幅員が6メートルです。以上、3議案すべての道路を調査しました。

帰庁後、質疑、意見交換へと進みましたが、いずれもありませんでした。そのため直ちに採決へと移り、採決は1議案ずつ行いました。

採決の結果ですが、議案第 74 号、町有財産の払い下げ申請による町道路線の廃止について、全員賛成、議案第 75 号、町の境界変更による町道路線の廃止について、全員賛成、議案第 76 号、道路台帳の補正による認定について、全員賛成でした。

よって、本委員会では議案第 74 号から議案第 76 号までの3議案すべての案件を原案のとおり全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○柳 勝次議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、第 74 号議案 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、第75号議案 町道路線を廃止することについて(町の境界変更)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、第76号議案 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎日程の追加

○柳 勝次議長 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

議員提出議案第6号 埋立土砂の土壌検査を求める意見書(案)の提出

についての件につきまして日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議員提出議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 11、議員提出議案第6号 埋立土砂の土壤検査を求める意見書(案)の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番(川口浩史議員) それでは、埋立土砂の土壤検査を求める意見書(案)の提案説明を行います。

本意見書は、1年半に及ぶ総務経済常任委員会の鎌形の埋め立ての件につきまして調査をしてきた結果、県によりまして事前の土壤検査を求める意見書の内容であります。

本委員会の模様は、それぞれの議会ごとにご報告しておりますので、ここでは割愛をしたいと思います。

以上で提案説明を終わりますが、意見書を朗読したいと思います。

埋立土砂の土壌検査を求める意見書(案)

本町は、比企丘陵の豊かな自然に恵まれた良好な環境の中にあります。しかし起伏に富んだ地形は、絶好な土砂のたい積場所にもなり、また産業廃棄物や有害物質の埋立ても行われてきました。周辺住民は、その都度、生活環境の悪化を懸念し、大きな不安をいただてきました。

本町の鎌形地区にグラウンドを造成するため、大規模な埋立てを伴う申請が県に提出されました。都市計画法による開発行為のため、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」では、たい積した土砂の土壌検査は行われません。したがって、施工主への信用だけが頼りでしたが、埋立てに指定された土砂は、産業廃棄物が混入されていました。開発区域内には農地があり、埼玉県農業会議が慎重に審査した結果です。もし農地がなければ審査は行われず、産業廃棄物が持ち込まれたものと危惧します。

このことは、現制度では環境の保全が出来ないことを示しており、環境を守るためには土壌検査の必要性を強く感じているところです。

よって、埼玉県におきましては、下記事項を取り入れ、いっそうの環境保全に努力するよう求めるものです。

記

都市計画法による開発許可申請や森林法による林地開発許可申請が提出された場合、関係部署による審査の中に、土壌検査の項目を入れ、安全を確認した上で許可すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 21 年 9 月、埼玉県比企郡嵐山町議会議長、柳勝次。

送り先は、埼玉県知事、上田清司様であります。

以上です。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第 6 号 埋立土砂の土壌検査を求める意見書(案)
の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

なお、このあとは議会人事となりますので、説明員の皆様にはその間退席をお願いしたいと思います。また追って連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

準備ができるまでこの際暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時17分

再 開 午後 2時33分

〔議長、副議長と交代〕

○河井勝久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長席を交代いたしました。

◎日程の追加

○河井勝久副議長 ただいま柳議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○河井勝久副議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

◎議長の辞職願

○河井勝久副議長 追加日程第1、議長の辞職願についての件を議題とい

たします。

なお、地方自治法第 117 条の規定により、柳議長の退場を求めます。

〔柳 勝次議長退席〕

○河井勝久副議長 まず、辞職願を朗読させます。

杉田議会事務局長。

○杉田 豊事務局長 それでは、朗読をいたします。

平成 21 年 9 月 18 日、嵐山町議会副議長、河井勝久様。嵐山町議会議長、柳勝次。

辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、ご許可されるようお願いいたします。

以上です。

○河井勝久副議長 お諮りいたします。

柳勝次議長の議長の辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○河井勝久副議長 異議ありますので、起立により採決いたします。

柳議長の議長の辞任を許可することに賛成議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○河井勝久副議長 起立多数。

よって、柳勝次議長の議長の辞任を許可することは可決されました。

◎日程の追加

○河井勝久副議長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○河井勝久副議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決しました。

では、柳前議長、議場にお入り願いたいと思います。

〔柳 勝次前議長復席〕

◎議長の選挙

○河井勝久副議長 追加日程第2、議長の選挙についての件を議題とします。

これより議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票、指名推薦のいずれかの方法といたしましょうか。

〔「投票」と言う人あり〕

○河井勝久副議長 投票との声がありますので、選挙の方法は投票により

行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○河井勝久副議長 ただいま出席議員は 13 人であります。

お諮りいたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番議員、畠山美幸議員、第 10 番議員、清水正之議員、第 12 番議員、松本美子議員を指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○河井勝久副議長 ご異議なしと認めます。

よって、立会人に畠山美幸議員、清水正之議員、松本美子議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○河井勝久副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○河井勝久副議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被

選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔投 票〕

○河井勝久副議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。畠山美幸議員、清水正之議員、松本美子議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○河井勝久副議長 開票結果を報告いたします。

投票総数 13 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 13 票

無効投票 0票

有効投票中 藤野幹男議員 8票

柳勝次議員 3票

川口浩史議員 2票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3.25 票であります。

よって、藤野幹男議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○河井勝久副議長 ただいま議長に当選されました藤野幹男議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

◎議長就任のあいさつ

○河井勝久副議長 この際、議長に当選されました藤野幹男議員からごあいさつをいただきたいと思えます。

藤野幹男議長。

〔藤野幹男議長登壇〕

○藤野幹男議長 一言申し上げます。

ただいま今回の議会人事の改選によりまして、監査の役を首になる藤野幹男でございます。続いてまた議長にご選出いただきましてありがとうございます。ふなれな私でございますが、精いっぱい皆様方のご協力をいただきまして町の発展のために、また町民の福祉向上、ぜひ皆様のご協力をいただきまして進めてまいりたいと思えます。

また、柳議長さんには副議長2年、また議長2年ということで大変ご苦労さまでございました。今後ともよろしくご指導のほどお願いいたします。

また、今回議長経験者3名いるということで私も心強く思いますので、どうぞ皆様方、ご協力のほどよろしく願いしまして、簡単でございますが、あいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○河井勝久副議長 ありがとうございました。

◎議長退任のあいさつ

○河井勝久副議長 続いて、前議長の柳勝次議員からあいさつを求められておりますので、これを許可します。柳勝次前議長。

〔柳 勝次前議長登壇〕

○14番(柳 勝次議員) 副議長の許可をいただきましたので、議長退任に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

顧みますと、平成19年10月の臨時議会で大方の議員皆様のご推薦により議長に就任し、以来2年間執行機関の皆様並びに議員の皆様のご支援、ご協力をいただき、ここに大過なくその職責を果たし得ましたことに対し、衷心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

議長就任以来、常に地方自治体における議会の立場はどうあるべきか、またいかに議会は町民の負託にこたえるべきか、議会を活性化するには何をなすべきかなどなど常に考え、情熱を注いできたつもりでしたが、今こうして静かに振り返ってみますと、気負いだけが先走り、何もできなかったことに深い自責の念を抱いているところでございます。

さて、過日の補正予算審議や一般質問の中でも議論されていましたが、一昨日政権もかわりました。地方分権のあり方も今後大きく変わっていくことも予想されます。それが地方自治体にとってプラスになるかマイナスになるのか、それは歴史が判断するところではありますが、地方自治体における行財政の厳しさは今後も続くと思われます。いかなる状況にあっても執行機関、議会という二元代表制の中で、両者は緊張という車輪で結ばれた車の両輪となって住民福祉、町の発展に努力していくことが重要かと思われます。私も議長を退任いたしましても、町の発展を願う情熱は決して変わるものではありません。執行部の皆様、議員の皆様には、今後とも変わらぬご指導、ご交誼のほどお願い申し上げまして、議長退任のあいさつといたします。長い間大変ありがとうございました。(拍手)

○河井勝久副議長 ありがとうございました。

以上をもちまして議長の選挙についての件を終わります。ご協力ありがとうございました。

議長席を新議長と交代いたします。藤野幹男議長、議長席へご着席願います。

〔副議長、議長と交代〕

○藤野幹男議長 どうぞよろしくお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。よろしくお願いいたします

す。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時13分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 ただいま河井勝久副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決しました。

◎副議長の辞職願

○藤野幹男議長 追加日程第3、副議長の辞職願についての件を議題といたします。

なお、地方自治法第 117 条の規定により、河井勝久副議長の退場を求めます。

〔河井勝久副議長退席〕

○藤野幹男議長 まず、辞職願を朗読させます。

事務局長。

○杉田 豊事務局長 それでは、朗読いたします。

平成 21 年 9 月 18 日、嵐山町議会議長、藤野幹男様。嵐山町議会副議長、河井勝久。

辞職願、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、ご許可されるようお願いいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

河井勝久副議長の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議がありますので、起立により採決いたします。

河井勝久副議長の副議長の辞職を許可することについて賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤野幹男議長 起立多数。

よって、河井勝久副議長の辞職を許可することは可決されました。

河井勝久前副議長の入場を求めます。

〔河井勝久前副議長復席〕

◎日程の追加

○藤野幹男議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決しました。

◎副議長の選挙

○藤野幹男議長 追加日程第4、副議長の選挙についての件を議題といたします。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推薦のいずれの方法といたしましょうか。

〔「投票」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 投票との声が多かったので、選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○藤野幹男議長 ただいま出席議員は 13 人であります。

お諮りいたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に畠山美幸議員、清水正之議員及び松本美子議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、立会人に畠山美幸議員、清水正之議員及び松本美子議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○藤野幹男議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○藤野幹男議長 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投票〕

○藤野幹男議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。畠山美幸議員、清水正之議員及び松本美子議員、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○藤野幹男議長 開票結果を報告いたします。

投票総数 13 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 13 票

無効投票 0票

有効投票中 河井勝久議員 11票

川口浩史議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3.25 票であります。

よって、河井勝久議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○藤野幹男議長 ただいま副議長に当選されました河井勝久議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

◎副議長就任のあいさつ

○藤野幹男議長 この際、副議長に当選されました河井勝久議員からごあいさつをいただきたいと思います。河井勝久副議長。

〔河井勝久副議長登壇〕

○河井勝久副議長 ただいま副議長に選出をされました河井勝久であります。私は、前故村田議員の後に引き受けまして、柳前議長のもとで3カ月間大任を果たさせていただきました。また、引き続き藤野新議長のもとで務めるわけでありませけれども、議会運営の円滑化と議会の発展のために努力するつもりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○藤野幹男議長 ありがとうございます。

以上をもちまして副議長の選挙についての件を終わります。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 ここでお諮りいたします。

正副議長の選挙に伴い、議席の一部変更についての件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更についての件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決しました。

◎議席の一部変更

○藤野幹男議長 日程第5、議席の一部変更を行います。

正副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更いたします。

議長の議席が慣例により14番席になっておりますので、私の席を6番から14番に、柳勝次議員の席を14番から6番にそれぞれ変更いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時36分

再 開 午後 3時51分

○藤野幹男議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員会委員の任期前改選

○藤野幹男議長 日程第12、常任委員会委員の任期前改選についての件
を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例
第7条第1項の規定により、

総務経済常任委員会委員に

畠山美幸議員	吉場道雄議員
河井勝久議員	清水正之議員
安藤欣男議員	松本美子議員

以上6人を

文教厚生常任委員会委員に

青柳賢治議員	金丸友章議員
長島邦夫議員	柳勝次議員
川口浩史議員	渋谷登美子議員

藤野幹男

以上7人をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ございません
か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時53分

再 開 午後 4時44分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎各常任委員会正副委員長の互選結果報告

○藤野幹男議長 各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

総務経済常任委員会委員長 吉 場 道 雄 議員

副委員長 畠 山 美 幸 議員

文教厚生常任委員会委員長 洪 谷 登美子 議員

副委員長 青 柳 賢 治 議員

◎各常任委員会委員長就任のあいさつ

○藤野幹男議長 この際、各常任委員会委員長より就任のごあいさつをお

願いたします。

まず、吉場道雄総務経済常任委員会委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 議長のお許しがありましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

先ほど総務経済常任委員会の中で委員長という重職を担うことになりました。今回の決算審議の中でもわかりますように厳しい財政の中ではございますが、嵐山町の町勢の発展のため、また福祉向上を目指して頑張りたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。(拍手)

○藤野幹男議長 ありがとうございます。

次に、渋谷登美子文教厚生常任委員会委員長、願いたします。

〔渋谷登美子文教厚生常任委員長登壇〕

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 今回文教厚生委員会委員長となりました渋谷登美子です。どうもありがとうございます。今文教厚生委員会もいっぱいやりたいこととか、テーマを閉会中の特定事件に2つ決めました。1つは地球温暖化の問題、もう一つは文教厚生委員会にかかわる施設とそれにかかわる人的配置という形で、皆さんと一緒に閉会中の特定事件として進めていきたいと思っております。どうぞ皆さん、一緒にご協力願いたします。(拍手)

○藤野幹男議長 ありがとうございました。

以上で常任委員会委員の任期前改選についての件は終わります。

◎会議時間の延長

○藤野幹男議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時46分

再 開 午後 5時16分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会委員の任期前改選

○藤野幹男議長 日程第13、議会運営委員会委員の任期前改選についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会
条例第7条第1項の規定により

吉 場 道 雄 議員 渋谷 登美子 議員

柳 勝 次 議員 長 島 邦 夫 議員

清 水 正 之 議員 金 丸 友 章 議員

以上6名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時17分

再 開 午後 5時49分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果報告

○藤野幹男議長 議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長 柳 勝次 議員

副委員長 長 島 邦 夫 議員

以上であります。

◎議会運営委員会委員長就任のあいさつ

○藤野幹男議長 この際、議会運営委員会委員長より就任のごあいさつを

お願いいたします。

それでは、柳勝次議会運営委員会委員長、お願いします。

〔柳 勝次議会運営委員長登壇〕

○柳 勝次議会運営委員長 このたび議会運営委員の皆さんの大方のご推薦によりまして、委員長を拝命いたしました柳でございます。非常に重責な任務を仰せつかりまして、気の引き締まる思いがいたしております。言うまでもなく議会運営委員会、議会のかなめでもありますし、いかに議会が問題なくスムーズなうちに進行できるか、それを決めていくのが議会運営委員会だと思います。そういう意味で委員の皆さんはもちろん、ほかの議員の方々もご協力のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

○藤野幹男議長 ありがとうございます。

以上で議会運営委員会委員の任期前改選についての件を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時51分

再 開 午後 7時19分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

本日小川地区衛生組合及び比企広域市町村圏組合の議会議員のすべてが欠員になりました。補欠議員を選出するための選挙を順次日程に追加し、追加日程第6及び追加日程第7として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 異議なしと認めます。

よって、小川地区衛生組合及び比企広域市町村圏組合の議会議員の補欠選挙を順次日程に追加することに決しました。

◎小川地区衛生組合議会議員の選挙

○藤野幹男議長 追加日程第6、小川地区衛生組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙を行います。

議員の定数は2名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。この際、議長より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長より指名することに決しました。

この際、議長より指名いたします。小川地区衛生組合の議会議員に川口浩史議員、私藤野幹男を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました川口浩史議員、藤野幹男を小川地区衛生組合の議会議員の当選者と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、小川地区衛生組合の議会議員に川口浩史議員、藤野幹男の2議員が当選されました。この際、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を行います。

以上をもちまして小川地区衛生組合議会議員の選挙についての件を終わります。

◎比企広域市町村圏組合議会議員の選挙

○藤野幹男議長 追加日程第7、比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙を行います。

議員の定数は2人であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) 1名は議長、そのほかの1名は投票でお願いします。

○藤野幹男議長 渋谷議員から1名投票ということで、1名は議長がということで今ありました。

そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、1名推選、1名投票ということにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 よって、選挙の方法は1名が指名推選、1名が投票とす

ることに決しました。

お諮りいたします。この際、議長より1名だけを指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 異議なしと認めます。

よって、議長より1名だけ指名することに決しました。

この際、議長より指名いたします。比企広域市町村圏組合の議会議員に私藤野幹男を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました藤野幹男を比企広域市町村圏組合の議会議員の1名の当選者と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、比企広域市町村圏組合の議会議員に藤野幹男が当選されました。

続きまして、1名の方の投票を行います。

本議員の当選者は、得票の上位1名となりますので、ご了承願います。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○藤野幹男議長 ただいま出席議員は13人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に畠山美幸議員、柳勝次議員、清水正之議員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、立会人に畠山美幸議員、柳勝次議員、清水正之議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○藤野幹男議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○藤野幹男議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投票〕

○藤野幹男議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。畠山美幸議員、柳勝次議員及び清水正之議員、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○藤野幹男議長 開票結果を報告いたします。

投票総数 13 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 13 票

無効投票 0票

有効投票中 松本美子議員 8票

金丸友章議員 5票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3.25 票であります。

よって、比企広域市町村圏組合の議会議員に松本美子議員が当選されました。

この際、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○藤野幹男議長 以上をもちまして比企広域市町村圏組合議会議員の選挙についての件を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 7時40分

再 開 午後 7時55分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 ただいま第 77 号議案 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての議案が町長から提出されました。

お諮りいたします。この際、第 77 号議案 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、第 77 号議案 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、採決

○藤野幹男議長 追加日程第8、第77号議案 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、安藤欣男議員の退場を求めます。

〔11番 安藤欣男議員退席〕

○藤野幹男議長 それでは、町長より提案説明を求めます。

岩澤町長、お願いいたします。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第77号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第77号は、嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町監査委員に安藤欣男氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第 77 号議案 嵐山町
監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意する
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 それでは、ご異議がありますので、起立によって採決い
たします。

第 77 号議案 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについて
の件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立6名〕

○藤野幹男議長 起立現在6名でございます。

これに反対する人の起立を求めます。

〔起立少数〕

○藤野幹男議長 起立少数。

よって、第 77 号議案 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めること
についての件は、これに同意することに決しました。

安藤欣男議員の入場を求めます。

〔11 番 安藤欣男議員復席〕

◎監査委員就任のあいさつ

○藤野幹男議長 ただいま嵐山町監査委員の選任同意を受けました安藤欣男議員からこの際、ごあいさつをいただきたいと思います。

安藤欣男議員。

〔11番 安藤欣男議員登壇〕

○11番(安藤欣男議員) ただいま監査委員にご同意いただきました安藤でございます。もとより浅学非才ではございますが、極めて厳しい地方財政の中でございまして、その職を全うするということもなかなか厳しさがありますが、町民の負託にこたえる町政を担うためにも精いっぱい努力をしてみたいというふうに思っておりますので、どうかひとつよろしく願いいたします。(拍手)

○藤野幹男議長 ありがとうございます。

◎議員派遣の件

○藤野幹男議長 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によってお手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 異議なしと認め、よって議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

所管委員会より閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○藤野幹男議長 日程第 15、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり特定事件として調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎町長あいさつ

○藤野幹男議長 これにて本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成 21 年第 3 回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、9月2日に開会をされまして、9月 18 日の本日まで 17 日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案いたしました平成 20 年度一般会計決算をはじめとする諸議案をすべて原案のとおり可決、ご承認を賜り、まことにありがとうございました。また、教育委員会委員の選任、人権擁護委員の推薦につきましてもご同意を賜り、深く感謝を申し上げます次第であります。議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討をいたしまして対処する所存でございます。

また、松本代表監査委員並びに藤野監査委員におかれましては、連日にわたりましてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。ご提出いただきました

決算審査意見書を十分参考にいたしまして、今後の行政に資する所存であります。

さて、本日議会におきまして議会役職の改選が行われ、議会議長、副議長をはじめ監査委員、各常任委員会正副委員長並びに広域組合議会議員など、あらゆる役職がすべて決定されました。まことにおめでとうございます。議長に就任をされました藤野議長のもと、新体制にてさらなるご活躍をされますよう衷心よりご期待を申し上げますとともに、執行部に対しましても変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

間もなく町民体育祭をはじめとする行事、イベントの開催時期を迎えます。人と人との交流の広がりとともに、新型インフルエンザの流行が心配されるところでございます。新型インフルエンザ対策は、自治体の危機管理上の重要な課題であり、迅速かつ適切に進める必要があると考えております。今後も町民の安全、安心の確保に万全を期してまいりますので、なお一層のご理解、ご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

終わりに、朝晩の涼しさが際立つ時節柄、議員各位におかれましては健康にご留意をいただきまして、さらなるご活躍がいただけますようご祈念を申し上げます、閉会にあたりましての御礼のあいさつといたします。まことにありがとうございました。(拍手)

◎議長あいさつ

○藤野幹男議長 次に、本職からごあいさつ申し上げます。

きょうは初めての私議長ということで、皆様にいろいろご協力いただきましてありがとうございます。何とか初日無事にここまで来られたのは皆様のご協力のおかげと感謝しております。いろいろ勉強しまして、皆様にご迷惑かからないよう、また町の発展のために全力で務めさせていただきます。また、執行部の皆様にはどうぞご協力のほどよろしく願いをいたします。

前議長の柳議長さんには本当にご苦労さまでございました。柳議長さんがこの前のごあいさつの中で執行部と議会は車の両輪だというようなお話ございましたが、まさにそのとおりでございます。今後とも町の発展に皆様のご協力をよろしく願いをいたしまして、簡単でございますが、あいさつにかえさせていただきます。ご苦労さまでございました。

◎閉会の宣告

○藤野幹男議長 これをもちまして、平成 21 年嵐山町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 8時10分)